

「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」

1 目的

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、国が定めた公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日付け 22 林政利第 63 号、国営管第 280 号）に即して、千葉県内の公共建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材利用の目標、公共建築物等における木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものとする。

2 木材利用促進の意義と効果

森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等多面的な機能を有している。

一方、多くの人工林が利用可能な段階を迎えつつある中で、木材価格が低迷していること等から、林業生産活動が停滞し、適正な森林の整備や保全がされず、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。

このような状況のもとで、木材の利用を促進することは、木材の需要を拡大し、本来、木が有している素材としての良さを発揮させるとともに、地球環境の保全、循環型社会の形成、森林の有する多様な公益的機能の発揮、地域経済の活性化に貢献することになる。（注 1）

また、公共建築物については、木造率が低い等、木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用拡大を図る余地が大きく潜在的な木材の利用が期待でき、さらに、公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を提供することが可能である。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用促進を図ることにより、直接的に木材の利用拡大という効果だけでなく、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用拡大といった波及効果が期待できる。

（注 1）木材は、素材として、断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有することから、柔らかく温かみのある感触を有するとともに、室内の湿度変化を緩和させ、快適性を高め、学校において木造校舎のストレス反応を緩和させるとの報告もある等優れた性質を備えている。また、製造過程のエネルギー消費が少なく、大気中の二酸化炭素に由来する炭素を長時間にわたって貯蔵できる資材である。

さらに、木材は、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

3 木材利用促進のための施策に関する基本的事項

(1) 公共建築物における木材利用の促進

本方針に基づき木材利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には表1に掲げる建築物が含まれる。

公共建築物の設置者は、新設及び改修等に当たり、可能な限り木材を使用した方法を採用し、木造化（注2）及び内装等の木質化（注3）により、木材を使用するよう努めるものとする。

また、公共建築物の木造化及び内装等の木質化に当たっては、以下のア及びイに留意するものとする。

ア 木造化に当たって留意すべき点

- a 中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある等、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合があることを踏まえ、表1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において積極的に木造化を促進するものとする。
- b 災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を所蔵し、若しくは展示する施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としない。
- c 木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。
- d 建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、今後の規制の見直しや木材の耐火性等に関する技術開発の推進、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化に努める。

イ 内装等の木質化に当たって留意すべき点

木造化が困難と判断されるものも含め、公共建築物の使用目的や機能等を考慮しつつ、特に、県民の目に触れる機会が多い部分や木材の特性を活かせる部分について、重点的に内装等の木質化を促進するものとし、表2に掲げる部分について内装等の木質化を促進するものとする。

ただし、建築基準法等の規制を受ける場合や当該建築物に求められる機能等の観点から内装等の木質化が困難な理由がある場合は、内装等の木質化を促進する対象としない。

(注2) 木造化とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注3) 内装等の木質化とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

表1 木材利用を促進すべき公共建築物について

種 類	具体的事例
学 校	校舎、体育館、武道場、部室棟等の付帯施設等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等
病院・診療所	県営・市町村営・民営の病院・診療所
運動施設	体育館、武道場、水泳場等
社会教育施設	図書館、博物館、青年の家、公民館等
公営住宅	県営住宅、市町村営住宅等
庁 舎	県庁舎、市町村庁舎、警察関係施設等
公務員宿舎	職員住宅、教員住宅等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

表2 公共建築物において内装等の木質化を促進する部分

種 類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
学 校	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室、職員室、保健室、図書室、 体育館、武道場、部室棟等
社会福祉施設		居室、娯楽室、リハビリ室、 面談室等
病院・診療所		待合室、診察室等
運動施設		体育館、武道場、水泳場等
社会教育施設		展示室、宿泊室、図書室等
公営住宅		居室等
庁 舎		事務室、応接室等
公務員宿舎		居室等
その他		駅舎の待合せ場所、高速道路の 休憩所、観光案内所等、県民の 目に触れる機会が多い部分等

(2) 建築物以外の木材利用の促進

建築材料以外の木材利用の促進の観点から、公共建築物で使用される机等の備品及び文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用した物の利用促進を図る。

また、暖房器具やボイラーを導入する場合は、木質バイオマスを燃料とする物の導入に努めるものとする。

併せて、公共土木工事における工作物においても、その耐久性や強度に十分配慮しつつ、今後の規制の見直しや技術開発の動向等を踏まえ、木材利用の促進に努める。

4 県の木材利用の目標

(1) 公共建築物における木造化及び内装等の木質化の目標

県は、その整備する3の(1)の表1に該当する公共建築物のうち、低層(注4)の公共建築物について、原則として木造化を図ることを目標とする。

また、県は、その整備する公共建築物について、木造化が困難な場合であっても、高層・低層にかかわらず、表2に掲げた部分を中心に、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、極力、内装等の木質化を促進するものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、可能な限り県産木材の使用に努めるとともに、環境配慮物品調達方針（注5）に即した調達に努めるものとする。

（注4）高さ13m以下かつ軒高9m以下、延べ床面積3,000㎡以下の建築物。なお、この場合であっても、防火地域等、その他の規制を受ける場合は、木造化の対象としない場合があることに留意する。

（注5）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき毎年定められる、環境に配慮した物品の優先購入を進めるための方針。

（2）建築物以外の木材利用の目標

県は、建築物以外においても、木材利用の促進に努めるものとし、その目標は、下記に掲げるとおりとする。

ア 備品及び消耗品分野における木材利用の促進

県は、木材を原材料として使用した机、椅子、収納庫、その他の備品及び文具類等の消耗品の利用に努めるものとする。

イ 木質バイオマスの利用促進

県は、暖房器具やボイラーを設置する場合は、県内資源の活用や燃料の供給体制について配慮しつつ、木質バイオマスを燃料とする物の導入に努めるものとする。

ウ 県が実施する工事等における工作物への木材利用の促進

県が実施する公共土木工事においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。工事における木材の使用に当たっては、その耐久性や強度に十分配慮し、構造計算等の必要無い木柵工等の簡易な施設において積極的に利用するほか、今後の規制の見直しや技術開発の動向等を踏まえ、木材利用の促進に努めるものとする。

なお、上記アからウの木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）利用の促進に当たっては、可能な限り県産木材の使用に努めるとともに、環境配慮物品調達方針に即した調達に努めるものとする。

5 公共建築物等における木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

（1）木材の供給に携わる者の役割

公共建築物における木材利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、ちばの木認証制度（注6）等により合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むことが期待される。

（注6）ちばの木認証センターが運用する制度で、木材の生産段階の合法性や産地及び流通経路について追跡可能とする制度。

（2）県の役割

県は、上記（1）の取組を推進するため、技術情報等の提供に努めるとともに、素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者及び設計・施工に携わる者が連携し、情報共有等が円滑に行える場を設置する等により、事業者間の連携を促進するための措置を講じるものとする。

また、県は、国及び市町村と連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定支援を行うものとする。

6 その他の事項

（1）公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項等

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて考慮する。

さらに、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。また、備品や消耗品についても、購入費だけでなく、機能、安全性、耐

久性、廃棄コスト等についても考慮する。

以上のとおり、コスト面での考慮を前提としながら、木材利用促進に当たっては、その意義や効果を考慮するとともに、公共建築物の利用者のニーズや公共建築物の用途や設置目的に応じた木材の利用による付加価値、PR効果等も考慮し、コスト面のみでの適否の判断とならないよう総合的に判断した上で、木材の利用に努めることとする。

(2) 県以外の者が行う木材利用促進への取組に対する支援

県は、表1に掲げる公共施設を設置、管理する者に対して、本方針の趣旨を伝えるとともに、木材利用促進に向けた情報提供に努めるものとする。

また、市町村においても木材利用に向けた取組が促進されるよう、法第9条の規定に基づく、市町村方針の策定を促進するとともに、必要な情報提供に努めるものとする。

さらに、県は、3(2)に該当する備品や消耗品における木材利用及び木質バイオマスの利用を進めるため、これらの取組を促進しようとする者に対する支援に努めるものとする。

(3) 公共建築物等における木材利用促進のための体制整備に関する事項

公共建築物等における木材利用促進を効果的に図っていくため、県産木材利用推進庁内連絡会議において、庁内の木材利用促進に向けた措置の検討等を行い、その成果を公表するものとする。